

○芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例

昭和47年7月23日

条例第26号

注 平成17年9月28日条例第26号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この条例は、芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の健康と体力の向上を図り、青少年の健全な育成と福祉の増進を目的として、芦屋市立体育館・青少年センター(以下「センター」という。)に次の施設を設置する。

体育館

青年の家(青少年センターと称する。)

(位置)

第3条 センターは、芦屋市川西町15番3号に置く。

(事業)

第4条 センターは次の事業を行う。

(1) センターの利用に関する事業

(2) その他教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第5条 センターに必要な職員を置くことができる。

(平17条例26・一部改正)

(供用時間等)

第5条の2 センターの供用時間は、午前9時から午後8時50分までとする。

2 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 毎月第1及び第3月曜日。ただし、当該日が[国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)](#)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その翌日以後最初の祝日法による休日でない日とする。

(2) 12月27日から翌年の1月4日まで

3 [前2項](#)の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、供用時間又は休館日を変更することができる。

(平17条例26・追加)

(使用許可)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公益又は風紀を害するおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) 施設、設備又はその他の物件を損傷するおそれがあるとき。

(4) 酒宴を伴った行事あるいは集会のために使用しようとするとき。

(5) 教育委員会が特に認める場合を除き、センターを引き続き3日を超えて使用し、又は曜日、日時等を指定して独占的使用を行おうとするとき。

(6) その他教育委員会において、管理上不相当と認めるとき。

2 教育委員会は、センターの使用について、管理上必要があると認めるときは、条件を付し使用を許可することができる。

(使用権の譲渡、転貸の禁止)

第7条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用権を他に譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(使用許可の取消し)

第8条 この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められる使用者に対して、教育委員会は使用許可を取り消し、若しくは使用を制限若しくは停止又は退去させることができる。

(損害賠償)

第9条 [前条](#)の規定による措置により使用許可の取消し、若しくは使用の制限若しくは停止又は退去により使用者が損害を受けることがあつても、市は、その賠償の責めを負わない。

- 2 使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設、設備又はその他の物件を損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
(使用料)
- 第10条 センターの使用者は、[別表第1](#)に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市内の青少年が青年の家の設置の趣旨に沿って使用する場合は、無料とする。
(平17条例26・全改)
(附属設備等使用料)
- 第10条の2 センターの附属設備等の使用者は、[別表第2](#)に定める附属設備等使用料を納付しなければならない。
(平17条例26・全改)
(駐車場使用料)
- 第10条の3 センターに駐車場を設置する。
2 駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。
(利用料金)
- 第10条の4 [第14条第1項](#)の規定によりセンターの管理を指定管理者([地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行かせた場合にあっては、使用者は、[第10条](#)から[第10条の3](#)までに規定する使用料等に代えて、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。
2 [前項](#)の利用料金は、指定管理者が[別表第1](#)、[別表第2](#)及び[前条第2項](#)に定める額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。
3 市長は、[地方自治法第244条の2第8項](#)の規定により、[第1項](#)の利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。
(平17条例26・追加)
(使用料等の減免)
- 第11条 教育委員会は、市内の官公署及び各種団体等が使用する場合は、公益上特に必要であると認める場合は、使用料を減免することができる。
2 [前項](#)の規定は、[前条第1項](#)の利用料金(附属設備等及び駐車場の利用に係る利用料金を除く。)について準用する。この場合において、[前項](#)中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「公益上特に必要であると認める場合は、使用料」とあるのは「教育委員会が定めた基準に該当するときその他教育委員会の承認を得たときは、利用料金」と読み替えるものとする。
(平17条例26・一部改正)
(駐車場使用料等の免除)
- 第11条の2 駐車場の使用料を免除する場合は、[次の各号](#)に定めるとおりとする。
(1) 国又は地方公共団体及び公共的団体が公務を目的として使用するとき。
(2) その他教育委員会が必要と認めるとき。
2 [前項](#)の規定は、[第10条の4第1項](#)の利用料金(駐車場の利用に係る利用料金に限る。)について準用する。この場合において、[前項](#)中「駐車場の使用料」とあるのは「利用料金」と、「その他教育委員会が必要と認めるとき」とあるのは「教育委員会が定めた基準に該当するときその他教育委員会の承認を得たとき」と読み替えるものとする。
(平17条例26・一部改正)
(使用料等の返還)
- 第12条 既に納入した使用料は返還しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときは、この限りでない。
2 [前項](#)の規定は、[第10条の4第1項](#)の利用料金について準用する。
(平17条例26・一部改正)
(原状回復の義務)
- 第13条 使用者は、使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。[第8条](#)の規定により使用を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。
(管理の代行等)
- 第14条 教育委員会は、[地方自治法第244条の2第3項](#)の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせることができる。
2 [前項](#)の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、

次に掲げる業務とする。

- (1) センターの使用の許可に関する業務
 - (2) センターの運営に関する業務
 - (3) センターの施設、設備等の維持管理に関する業務
 - (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、センターの運営又は維持管理上教育委員会が必要であると認める業務
- 3 [第1項](#)の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の[第4条第2号](#)、[第5条の2第3項](#)、[第6条](#)、[第8条](#)及び[第9条](#)の規定の適用については、[第4条第2号](#)中「教育委員会が必要と認める」とあるのは「指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得た」と、[第5条の2第3項](#)中「教育委員会は、必要であると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、[第6条](#)及び[第8条](#)中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、[第9条](#)中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。
- (平17条例26・全改)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 芦屋市立青少年センターの設置および管理に関する条例(昭和39年芦屋市条例第30号)は、廃止する。

付 則(昭和49年3月30日条例第10号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和50年3月31日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置および管理に関する条例の規定に基づいて使用を許可したものについては、なお従前の例による。

付 則(昭和51年5月1日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置および管理に関する条例の規定に基づいて使用を許可したものについては、なお従前の例による。

付 則(昭和56年3月31日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置および管理に関する条例の規定に基づいて使用を許可したものについては、なお従前の例による。

付 則(昭和59年7月20日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置および管理に関する条例の規定に基づいて使用を許可したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月27日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して270日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置および管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月21日条例第31号)

この条例は、平成13年3月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる日前に教育委員会がした使用の許可は、同日以後指定管理者がした使用の許可とみなす。

附 則(平成27年12月18日条例第47号)

この条例は、公布の日から起算して120日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(令和元年12月20日条例第13号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第10条関係)

(平17条例26・平27条例47・令元条例13・一部改正)

体育館・青少年センター使用料金表

1 専用使用

室名	区分	午前			午後			夜間		
		午前9時から午前11時50分まで	正午から午後2時50分まで	午後3時から午後5時50分まで	午後6時から午後8時50分まで					
競技場		円 12,240	円 12,240	円 12,240	円 24,480					
剣道場		2,040	2,040	2,040	5,040					
柔道場		2,040	2,040	2,040	5,040					
弓道場	弓道使用	2,040	2,040	2,040	5,040					
	その他使用	3,120	3,120	3,120	7,320					
控え室		1,680	1,680	1,680	2,640					
多目的室(1)		720	720	720	1,320					
多目的室(2)		1,440	1,440	1,440	2,160					
多目的室(3)		2,400	2,400	2,400	4,080					
大会議室		2,400	2,400	2,400	4,080					
第1会議室		840	840	840	1,560					
第2会議室		720	720	720	1,320					
第1研修室		1,560	1,560	1,560	2,400					
第2研修室		1,560	1,560	1,560	2,400					
音楽室		2,160	2,160	2,160	3,000					
多目的研修室		960	960	960	1,800					

2 一般使用

区分	使用料	備考

トレーニング室	1回 360円 回数券(11枚綴り) 3,600円	中学生以下を除く。使用料は1人1回2時間とする。
---------	------------------------------	--------------------------

備考

- 1 競技場の半面を使用する場合は、当該使用区分に係る使用料は半額とする。
- 2 市外居住者及び団体等が使用するときは、当該使用区分に係る使用料の100パーセントの額を加算する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用区分に係る使用料の50パーセントの額を加算する。
- 4 体育事業及び青少年活動以外に使用するときは、当該使用区分に係る使用料の100パーセントの額を加算する。
- 5 2区分以上を引き続いて使用するときは、区分の間の時間は使用に供して差し支えないものとし、この間の使用料は別に徴収しない。
- 6 [第5条の2第3項](#)の規定により、午前9時以前又は午後8時50分以後にセンターを使用する場合の使用1時間までごとの使用料は、午前9時以前の使用にあつては午前の区分の使用料の額に、午後8時50分以後の使用にあつては夜間の区分の使用料の額に、それぞれ170分の60を乗じて得た額(10円未満切上げ)とする。

別表第2(第10条の2関係)

(平27条例47・全改, 令元条例13・一部改正)

附属設備等使用料金表

品名	単位	使用料金
		円
アリーナ放送設備	一式	1,010
アリーナ空調設備	一式	710
調理台	1台	500
更衣ロッカー	1台	100
物品ロッカー(大)	1台	2,030
物品ロッカー(小)	1台	1,010

備考

- 1 アリーナ放送設備は1日1回をもつて1単位とする。
- 2 アリーナ空調設備は30分をもつて1単位とする。
- 3 競技場の半面のアリーナ空調設備を使用する場合の使用料金は半額とする。
- 4 アリーナ空調設備の使用時間が30分未満であるとき、又は使用時間に30分未満の端数を生じたときは、30分とする。
- 5 調理台は1使用区分をもつて1単位とする。
- 6 更衣ロッカーは1日1回をもつて1単位とする。
- 7 物品ロッカー(大)及び物品ロッカー(小)は1月をもつて1単位とする。

○芦屋市都市公園条例

昭和40年7月27日

条例第13号

注 平成16年3月26日条例第14号から条文注記入る。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 都市公園及び公園施設の設置及び管理(第2条—第11条)

第2章の2 工作物等の保管の手続等(第11条の2—第11条の6)

第3章 雑則(第12条—第16条)

第4章 罰則(第17条・第18条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)の規定に基づき、法及び法に基づく命令に定められるもののほか、都市公園及び公園施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(平24条例44・一部改正)

第2章 都市公園及び公園施設の設置及び管理

(平24条例44・改称)

(設置、区域の変更及び廃止の公告)

第2条 法第2条第1項の規定に基づき、本市が設置する都市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 都市公園を設置し、その名称若しくは区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、市長は、当該都市公園の名称、所在地、区域、その他必要と認める事項を公示しなければならない。

(都市公園の設置基準)

第2条の2 法第3条第1項の規定により定める市の区域内に都市公園を設置する場合の市民1人当たりの敷地面積の標準は、11平方メートル以上とする。

2 次に掲げる都市公園を設置する場合は、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げる都市公園の配置及び規模の基準に適合するように行うものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるような敷地面積とする。

3 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平24条例44・追加)

(公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項の規定により定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。ただし、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫を設け

る場合その他の規則で定める特別の場合においては、100分の20の範囲内で規則で定める割合を限度としてこれを超えることができる。

2 [都市公園法施行令\(昭和31年政令第290号\)第8条第1項](#)の規定により定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。

(平24条例44・追加, 平29条例35・一部改正)

(行為の禁止)

第3条 都市公園においては、[次の各号](#)のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木竹、植物を採集し、又は損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) たき火その他危険な行為をすること。
- (5) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入り禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 汚物又は廃物を捨てること。
- (9) 風紀を乱し、その他都市公園の利用者に迷惑を掛けること。

(平21条例24・一部改正)

(行為の制限)

第4条 都市公園において、[次の各号](#)のいずれかに該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商その他これに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行すること。
 - (4) 集会し、又は示威行進をすること。
 - (5) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- 2 [前項](#)の許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 [第1項](#)の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。
- 4 市長は、[第1項各号](#)に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる限度において、[同項](#)又は[前項](#)の許可を与えることができる。
- 5 市長は、[第1項](#)又は[第3項](#)の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(平18条例15・平24条例44・一部改正)

(許可の特例)

第5条 [法第6条第1項](#)又は[第3項](#)の許可を受けた者は、当該許可にかかる行為については、[前条第1項](#)又は[第3項](#)の許可を受けることを要しない。

(利用の禁止及び制限)

第6条 市長は、都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 [法第5条第1項](#)の公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、[次の各号](#)に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の構造
 - オ 公園施設の管理方法
 - カ 工事の実施の方法
 - キ 工事の着手及び完了の時期

- ク 都市公園の復旧方法
 - ケ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
- ア 管理の目的
 - イ 管理の時期
 - ウ 管理する公園施設
 - エ 管理の方法
 - オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 [法第6条第2項](#)の都市公園の占用の許可を受けようとするものは[法](#)に定めるもののほか、[次の各号](#)に掲げる事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。

- (1) 占用物件の管理方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項
(平17条例4・一部改正)

(設計書等)

第8条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた者が、それらの事項の一部を変更しようとするときは、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(有料公園施設)

第9条 有料公園施設(市が管理する施設で有料で利用されるものをいう。以下同じ。)は、[別表第2](#)のとおりとする。

(有料公園施設の利用)

第9条の2 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 [前項](#)の使用許可については、[第4条第5項](#)の規定を準用する。

(有料公園施設の供用日時)

第9条の3 有料公園施設の供用日時については、[別表第3](#)のとおりとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、[同項](#)に規定する供用日時を変更することができる。

(平16条例32・全改)

(有料公園施設の使用許可の制限)

第9条の4 [次の各号](#)のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公共の秩序及び風紀を乱すおそれのあるとき。
- (2) 伝染性の疾病にかかっていると認められるとき。
- (3) 保護者の同行しない幼児及び児童(小学校3年生まで)が水泳プールを利用しようとするとき。
- (4) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

(使用料等)

第10条 [法第5条第1項](#)、[第6条第1項](#)若しくは[同条第3項](#)又は[この条例第4条第1項](#)、[同条第3項](#)若しくは[第9条の2](#)の許可を受けた者は、[別表第4](#)に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 [第15条第1項](#)の規定により指定管理者([地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が管理する有料公園施設に係る[第9条の2](#)の規定による許可を受けた者は、[前項](#)の使用料に代えて、当該有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

3 [前項](#)の利用料金は、指定管理者が、[別表第4](#)に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

4 市長は、[地方自治法第244条の2第8項](#)の規定により、[第2項](#)の利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

(平16条例32・平17条例4・一部改正)

(監督処分)

第11条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対して、[第4条第1項](#)若しくは[第3項](#)の許可を取り消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止原状回復若しくは都市公園から

退去を命ずることができる。

- (1) [第3条](#)、[第4条第1項](#)、[同条第3項](#)又は[第9条の2第1項](#)の規定に違反している者
- (2) [第6条](#)の規定に基づく処分に違反している者
- (3) [第4条第5項](#)又は[第9条の2第2項](#)の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により[第4条第1項](#)若しくは[同条第3項](#)又は[第9条の2第1項](#)の許可を受けた者

2 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合においては、[第4条第1項](#)又は[第3項](#)の許可を受けた者に対して、[前項](#)に規定する処分をし、又は[同項](#)に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) [前2号](#)に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 市長は、都市公園の管理上必要と認める事項について報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入らせ調査させ、若しくは検査させることができる。

(平19条例3・一部改正)

第2章の2 工作物等の保管の手続等

(平17条例4・追加)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第11条の2 [法第27条第5項](#)の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この章において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するために必要と認められる事項

(平17条例4・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第11条の3 [法第27条第5項](#)の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) [前条各号](#)に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、[芦屋市公告式条例\(昭和25年芦屋市条例第7号\)第2条第2項](#)に規定する掲示場に掲示すること。
- (2) [前号](#)の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、[同号](#)の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者([第11条の6](#)において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市広報紙に掲載すること。

2 市長は、[前項](#)に規定する方法による公示を行うとともに、公示の日から起算して6月間、工作物等の一覧を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(平17条例4・追加)

(工作物等の価額の評価の方法)

第11条の4 [法第27条第6項](#)の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平17条例4・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第11条の5 市長は、[法第27条第6項](#)の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(平17条例4・追加)

(工作物等を返還する場合の手続)

第11条の6 市長は、保管した工作物等([法第27条第6項](#)の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書及び[法第27条第9項](#)に規定する費用と引換えに行うものとする。

(平17条例4・追加)

第3章 雑則

(届出)

第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(平17条例4・平24条例44・一部改正)

(使用料等の減免)

第13条 市長は、法第5条第1項、第6条第1項若しくは同条第3項又はこの条例第4条第1項、同条第3項若しくは第9条の2の許可を受けた者がその責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定は、第9条の2の許可を受けた者に係る利用料金の全部又は一部を免除する場合に準用する。この場合において、同項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「その他市長が必要と認める場合においては」とあるのは「又は市長が定めた基準に該当する場合その他市長の承認を得た場合は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(平16条例32・平17条例4・一部改正)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第14条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平17条例4・一部改正)

(管理の代行等)

第15条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、有料公園施設(芦屋市総合公園については、有料公園施設以外の施設を含む。以下この条において同じ。)の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 有料公園施設の使用の許可に関する業務
- (2) 有料公園施設の運営に関する業務
- (3) 有料公園施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、有料公園施設の運営又は維持管理上市長が必要であると認める業務

3 第1項の規定により、有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の第9条の2第1項(同条第2項において準用する第4条第5項の規定を含む。)、第9条の3第2項及び第9条の4第4号の規定の適用については、第9条の2第1項及び第9条の4第4号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条の3第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」とする。

(平16条例32・全改、平17条例39・一部改正)

(補則)

第16条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

第4章 罰則

(罰則)

第17条 第11条第1項又は第2項(第14条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

2 詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者が罰するほか法人又は人に対しても各本条に従って処罰する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(芦屋庭球場設置並びに使用条例の廃止)

2 芦屋庭球場設置並びに使用条例(昭和30年芦屋市条例第15号)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例の施行の際、現に権限に基づいて都市公園において、第4条第1項各号に掲げる行為をしている者は、その権限に基づいて、なお当該行為をすることができるものとされている期間、従前と同様の条件により当該行為をすることについて、同項の許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和41年7月2日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和43年5月31日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年5月1日から適用する。

付 則(昭和44年10月4日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年5月1日から適用する。

付 則(昭和45年3月10日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年5月20日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

付 則(昭和46年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則(昭和47年11月14日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年6月1日から適用する。

付 則(昭和48年3月24日条例第9号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則(昭和50年11月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年5月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年10月6日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の公園の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和53年3月31日条例第11号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則(昭和54年3月24日条例第9号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和55年3月31日条例第13号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則(昭和55年10月1日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3、1公園施設を設ける場合および同表2公園施設を管理する場合にかかる改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則(昭和56年3月31日条例第19号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則(昭和56年7月15日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年3月30日条例第7号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和58年4月1日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和59年6月25日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和60年3月30日条例第10号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和61年3月31日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附 則(昭和63年5月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成元年4月1日条例第14号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附 則(平成2年4月16日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月11日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第14号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年12月20日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月28日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 別表第3の使用料の改正規定(駐車場に係る使用料の改正規定を除く。) 平成10年4月1日

(2) 別表第2の改正規定及び別表第3の駐車場に係る使用料の改正規定 平成10年5月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附 則(平成10年9月28日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 別表第3の3有料公園施設を利用する場合の運動場に係る使用料の改正規定 平成10年11月1日

(2) 別表第3の3有料公園施設を利用する場合の庭球場に係る使用料の改正規定 平成10年12月1日

(3) 別表第3の2公園施設を管理する場合の使用料の改正規定並びに別表第3の3有料公園施設を利用する場合の野球場及び芝生広場に係る使用料の改正規定 平成11年4月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附 則(平成11年3月19日条例第9号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月24日条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第12号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月1日条例第23号)

この条例は、平成13年10月30日から施行する。

附 則(平成14年3月25日条例第12号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月19日条例第13号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日条例第14号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に改正前の芦屋市都市公園条例第15条第1項の規定により、管理を委託している施設(海浜公園有料公園施設を除く。)の管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月8日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市都市公園条例第15条第1項の規定により有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる日前に市長がした使用の許可は、同日以後指定管理者がした使用の許可とみなす。

附 則(平成18年3月24日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の都市公園を占有する場合の使用料については、この条例による改正後の芦屋市都市公園条例別表第4 5都市公園を占有する場合の表の規定にかかわらず、同表中「3,624円」とあるのは「3,462円」と、「2,424円」とあるのは「2,322円」と、「1,824

円」とあるのは「1,752円」と、「1,224円」とあるのは「1,182円」と、「2,472円」とあるのは「2,346円」と、「252円」とあるのは「240円」と、「504円」とあるのは「474円」と、「1,236円」とあるのは「1,188円」とする。

附 則(平成19年3月20日条例第3号抄)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第16号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日条例第36号抄)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第38号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第24号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月29日条例第38号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月24日条例第11号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日条例第18号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第36号抄)

この条例は、公布の日から起算して60日を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第4条中芦屋市都市公園条例別表第2有料公園施設の表の改正規定、同条例別表第3供用日時の表の改正規定(朝日ヶ丘公園の項の改正部分に限る。)及び同条例別表第4 3有料公園施設を利用する場合の表の改正規定(朝日ヶ丘公園の項の改正部分に限る。)は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第44号)

この条例は、平成25年2月1日から施行する。ただし、目次、第1条及び第2章の章名の改正規定並びに第2条の次に2条を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第8号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月19日条例第28号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第3供用日時の表の改正規定(東浜公園、西浜公園の項の改正部分に限る。)は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第16号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月18日条例第52号)

この条例は、公布の日から起算して90日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平28条例1・一部改正)

附 則(平成28年2月15日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月22日条例第35号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月21日条例第43号)

この条例中第1条の規定は平成31年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(芦屋市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

26 この条例の施行の際、改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

(平16条例14・平17条例4・平18条例15・平19条例16・平19条例38・平21条例24・平21条例38・

平23条例11・平24条例18・平24条例44・平26条例8・平27条例16・平30条例43・一部改正)
 芦屋市都市公園の名称及び位置

名称	位置
奥池園地	芦屋市奥池南町1番402
ハイランド公園	〃 奥池南町1番1425
前山公園	〃 劔谷10番 13番 14番
朝日ヶ丘公園	〃 朝日ヶ丘町468番 469番
朝日ヶ丘西公園	〃 朝日ヶ丘町612番4
朝日ヶ丘北公園	〃 朝日ヶ丘町592番 593番 594番2
山麓公園	〃 朝日ヶ丘町176番
山芦屋公園	〃 山芦屋町39番
岩園公園	〃 岩園町366番
岩園北公園	〃 岩園町151番1
岩園天神公園	〃 岩園町53番 55番
岩ヶ平公園	〃 岩園町214番 254番
甲南公園	〃 岩園町270番
東山公園	〃 東山町358番
東山北公園	〃 東山町158番
東芦屋公園	〃 東芦屋町214番
三条公園	〃 三条町188番5 188番7
三条北公園	〃 三条町47番49 47番63
翠ヶ丘公園	〃 翠ヶ丘町5番26
親王塚公園	〃 親王塚町38番3
大原公園	〃 大原町206番
松ノ内公園	〃 松ノ内町44番
月若公園	〃 月若町49番1 49番2 49番2地先
楠公園	〃 楠町41番
上宮川公園	〃 上宮川町73番3～73番5 79番
前田公園	〃 前田町114番
清水公園	〃 清水町110番 157番 164番
春日公園	〃 春日町291番 292番
打出公園	〃 打出小槌町5番3
宮塚公園	〃 宮塚町95番
地蔵公園	〃 宮塚町3番1 3番14～3番16 3番18 3番19 4番1 5番8
茶屋公園	〃 茶屋之町27番
大榭公園	〃 大榭町5番
公光公園	〃 公光町6番
業平公園	〃 公光町29番1
川西運動場	〃 川西町64番
川西南公園	〃 川西町121番
川西北公園	〃 川西町120番
津知公園	〃 津知町204番
津知北公園	〃 津知町206番
津知中公園	〃 津知町205番
津知南公園	〃 津知町207番
南宮公園	〃 南宮町82番

南宮浜公園	〃	南宮町169番 169番6 170番11
芦屋公園	〃	浜芦屋町22番 87番
	〃	松浜町56番 133番 134番
大東公園	〃	大東町69番
打出浜公園	〃	浜町120番1
呉川公園	〃	呉川町36番2
新浜公園	〃	新浜町9番2
浜風東公園	〃	浜風町13番35
浜風南公園	〃	浜風町15番37
浜風北公園	〃	浜風町3番1
海浜公園	〃	浜風町2番1
東浜公園	〃	浜風町6番1
高浜公園	〃	高浜町7番144
芦屋中央公園	〃	若葉町1番
緑公園	〃	緑町6番20
潮見東公園	〃	潮見町1番2
潮見西公園	〃	潮見町9番1
潮見南公園	〃	潮見町12番63
西浜公園	〃	潮見町2番1
陽光公園	〃	陽光町4番2
芦屋市総合公園	〃	陽光町10番1～10番4 14番～17番 21番 26番
親水中央公園	〃	南浜町1番8～1番10 5番11
親水西公園	〃	南浜町2番4 2番5 5番10
南浜公園	〃	南浜町1番143
涼風西公園	〃	涼風町1番206
涼風東公園	〃	涼風町1番330
奥池緑地	〃	奥池南町1番1230 1番1395 1番1396 1番1398 1番1399 1番1401 1番1402 1番1404 1番1405 1番1407 1番1408 1番1410 1番1411 1番1413 1番1415 1番1417 1番1419 1番1420 1番1422 1番1424 1番1427 1番1428 1番1430 1番1432 1番1433 1番1444 1番1445 1番1446 1番1448 1番1449 1番1458 1番1472
イモリ池緑地	〃	奥池南町1番1245
六麓荘緑地	〃	六麓荘町139番10
六麓荘西緑地	〃	六麓荘町194番 196番
朝日ヶ丘緑地	〃	朝日ヶ丘町50番30 604番
朝日ヶ丘南緑地	〃	朝日ヶ丘町324番2
朝日ヶ丘遺跡緑地	〃	朝日ヶ丘町81番4
朝日ヶ丘北緑地	〃	朝日ヶ丘町428番3
朝日ヶ丘中緑地(1)	〃	朝日ヶ丘町388番3
朝日ヶ丘中緑地(2)	〃	朝日ヶ丘町388番2
朝日ヶ丘中緑地(3)	〃	朝日ヶ丘町386番13

山手緑地	山手町67番1～67番3 278番 279番1 279番2
山手南緑地	山手町162番25 162番27
芦屋川緑地	山芦屋町地内
山芦屋北緑地	山芦屋町15番6
山芦屋遺跡緑地	山芦屋町23番14
仲ノ池緑地	岩園町320番1～320番3 321番1～321番4 395番1 395番2
岩園緑地	岩園町47番3 48番1 50番2
東芦屋緑地	東芦屋町105番5 131番
三条北緑地	三条町40番20
翠ヶ丘緑地	翠ヶ丘町26番37
翠ヶ丘南緑地	翠ヶ丘町36番2
翠ヶ丘東緑地	翠ヶ丘町77番2
松ノ内緑地	松ノ内町126番
上宮川緑地	上宮川町1番5
小槌緑地	打出小槌町1番2
宮塚緑地	宮塚町56番29
津知緑地	津知町208番 209番
南宮緑地	南宮町148番3
若宮緑地	若宮町72番2
江尻川緑道	大東町地内
旧防潮堤緑地	大東町76番7～76番9 南宮町地内 浜町地内 西蔵町地内 呉川町地内 松浜町地内
浜緑地	浜町144番3
西蔵緑地	西蔵町91番3
伊勢緑地	伊勢町90番9
松浜緑地	松浜町42番8
中央緑道	新浜町1番1 6番2 高浜町9番 11番2 若葉町7番 緑町2番1 8番73
東海岸緑地	浜風町15番43 15番46
高浜緑地	高浜町7番145
西海岸緑地	潮見町10番3 11番66
陽光緑地	陽光町12番 13番
海洋緑地	海洋町1番9
海洋緑道	海洋町4番14 4番15 南浜町1番277
親水緑地	南浜町1番12 海洋町4番6
南緑地	涼風町1番58 1番207 1番208 1番210 1番213 1番327
朝日ヶ丘第1児童遊園	朝日ヶ丘町275番1
朝日ヶ丘第2児童遊園	朝日ヶ丘町389番2
朝日ヶ丘第3児童遊園	朝日ヶ丘町323番2
山手児童遊園	山手町228番
山手第2児童遊園	山手町9番11
山手第3児童遊園	山手町9番14
岩園児童遊園	岩園町181番3

岩園第2児童遊園	〃	岩園町5番41
岩園第3児童遊園	〃	岩園町8番13
東山児童遊園	〃	東山町259番3
東芦屋児童遊園	〃	東芦屋町72番3
東芦屋第2児童遊園	〃	東芦屋町1番10
翠ヶ丘児童遊園	〃	翠ヶ丘町22番3
楠児童遊園	〃	楠町17番2 18番1 18番2
川西児童遊園	〃	川西町14番3
打出児童遊園	〃	打出町75番1 75番2
竹園児童遊園	〃	竹園町50番1
浜芦屋児童遊園	〃	浜芦屋町76番 76番1
西蔵児童遊園	〃	西蔵町60番11
呉川児童遊園	〃	呉川町7番3
呉川第2児童遊園	〃	呉川町82番3
呉川第3児童遊園	〃	呉川町68番22
伊勢児童遊園	〃	伊勢町57番5
松浜児童遊園	〃	松浜町35番30
朝日ヶ丘広場	〃	朝日ヶ丘町325番1 325番4 325番5
業平ちびつ子広場	〃	業平町29番 29番12 29番13
若宮健康ひろば	〃	若宮町47番5
若宮ちびつこひろば	〃	若宮町59番3
若宮1番地ひろば	〃	若宮町63番2
若宮8番地ひろば	〃	若宮町67番2 68番2 68番3 68番12 68番13
海洋北広場	〃	海洋町5番44
海洋南広場	〃	海洋町5番83
涼風広場	〃	涼風町1番505

別表第2(第9条関係)

(平17条例39・平21条例38・平24条例36・平26条例8・平26条例28・平30条例43・一部改正)

有料公園施設

都市公園名	施設の名称
芦屋公園	庭球場, 会議室及び駐車場
朝日ヶ丘公園	水泳プール
川西運動場	運動場
東浜公園	庭球場
西浜公園	庭球場
芦屋中央公園	野球場, 芝生広場及び駐車場
海浜公園	水泳プール及び駐車場
芦屋市総合公園	陸上競技場, 第1スポーツコート, 第2スポーツコート, 会議室及び駐車場
南緑地	西駐車場及び東駐車場

別表第3(第9条の3関係)

(平16条例32・追加, 平17条例39・平21条例38・平24条例36・平26条例8・平26条例28・平27条例52・平30条例43・一部改正)

供用日時

--	--	--

名称		供用日	供用時間		
朝日ヶ丘公園	水泳プール	7月1日から8月31日まで	午前10時から午後6時まで。ただし、日曜日、土曜日及び <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u> に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、午前9時から午後6時までとする。		
海浜公園	水泳プール	7月1日から8月31日まで	午前10時から午後6時まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日法による休日に当たるときは、午前9時から午後6時までとする。		
	温水プール	1月5日から12月26日まで。ただし、月曜日(月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後最初の祝日法による休日でない日)を除く。	午前10時から午後9時まで。ただし、日曜日及び祝日法による休日に当たるときは、午前9時から午後6時までとする。		
	駐車場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで		
川西運動場	運動場	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで		
東浜公園, 西浜公園	庭球場	1月5日から12月27日まで	1月から3月まで及び10月から12月まで	4月から9月まで	
			午前9時から午後5時まで	午前9時から午後7時まで	
芦屋中央公園	野球場	1月5日から12月27日まで	1月, 2月及び12月	3月, 10月及び11月	4月から9月まで
			午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで
	芝生広場	第1, 第2, 第3土曜日, 第1, 第2, 第3日曜日その他大会に必要と認める日	午前9時から午後5時まで		
	駐車場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで		
芦屋市総合公園	陸上競技場	1月5日から12月27日まで	1月から3月まで及び10月から12月まで	4月から9月まで	
			午前9時から午後5時まで	午前9時から午後7時まで	
	第1スポーツコート	1月5日から12月27日まで。ただし、駐車場として使用するときを除く。	午前9時から午後9時まで		
	第2スポーツコート		午前9時から午後10時まで		
	会議室	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで		
駐車場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで			
芦屋公園	庭球場	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで		
	会議室	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで		
	駐車場		午前0時から午後12時まで		
南緑地	西駐車場, 東	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで		

駐車場	1日まで
-----	------

別表第4(第10条関係)

(平16条例14・一部改正, 平16条例32・旧別表第3線下・一部改正, 平17条例39・平18条例15・平19条例36・平21条例38・平22条例11・平24条例18・平24条例36・平26条例8・平26条例28・平27条例52・平29条例35・平30条例43・令元条例13・一部改正)

1 公園施設を設ける場合

施設の種類	使用料
休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき 46円

2 公園施設を管理する場合

施設の種類	使用料
休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき 97円

3 有料公園施設を利用する場合

施設の種類		使用区分	使用料	超過料金
川西運動場	運動場	専用	1時間 720円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 720円
朝日ヶ丘公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 480円
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券 240円
		専用	2時間 72,000円(2時間未満は2時間とする。)	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 36,000円
海浜公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 400円
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券 200円
		専用	2時間 61,110円(2時間未満は2時間とする。)	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 30,550円
	温水プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 810円
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券 400円
		回数券(11回)	大人(中学生以上)	8,140円
			子供(4歳以上小学生以下)	4,070円
	1月使用券	大人(中学生以上)	6,510円	
子供(4歳以上小学生以下)		3,250円		
	駐車場	一般	30分までごとに100円(水泳プール及び温水プールの利用者に限る。最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	
東浜公園, 西浜公園	庭球場	専用	1時間 610円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 610円
芦屋中央公園	野球場, 芝生広場	専用	1時間 1,830円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 1,830円
	駐車場	一般	30分までごとに100円(最初の30分以内は無料)とする。ただ	

			し、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。		
芦屋市総合公園	陸上競技場	一般	大人	1回 480円	
			学生(高校生以下)	1回 240円	
		専用	平日 1時間	4,070円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 4,070円
			日曜日、土曜日及び祝日 ^法 による休日 1時間	4,880円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 4,880円
	第1スポーツコート	専用	平日 1時間	500円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 500円
			日曜日、土曜日及び祝日 ^法 による休日 1時間	610円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 610円
	第2スポーツコート	専用	平日 午前9時から正午まで 1時間	2,030円(1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 2,030円
			平日 正午から午後6時まで 1時間	5,090円(1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 5,090円
			平日 午後6時から午後10時まで 1時間	6,110円(1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 6,110円
			日曜日、土曜日及び祝日 ^法 による休日 午前9時から午後10時まで 1時間	6,110円(1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 6,110円
	一般	1人1時間	500円(1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 500円	
会議室	専用	1時間	1,010円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 1,010円	
駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。ただし、大型自動車は、1台につき1回2,030円とする。			
芦屋公園	庭球場	専用	平日 1時間	1,520円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)1,520円
			日曜日、土曜日及び祝日 ^法 による休日 1時間	2,030円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)2,030円
	会議室	専用	1時間	500円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)500円
	駐車場	一般	30分までごとに100円(庭球場又は芦屋公園会議室の利用者に限り、最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。		
南緑地	西駐車場、東駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。		

備考

- 1 温水プールの回数券の有効期間については、購入日から3月間とする。
- 2 温水プールの1月使用券の有効期間については、購入日から1月間とする。
- 3 3歳児以下は、無料とする。
- 4 陸上競技場を営利、営業等を目的として専用使用するときの使用料は、専用使用料の5倍に相当する額とし、営利、営業等を目的とせず、入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するときの使用料は、専用使用料の3倍に相当する額とする。
- 4 有料公園施設の附属設備を利用する場合

施設の種類	設備の種類	金額	超過料金
芦屋中央公園	野球場照明	30分 2,130円 (30分未満は30分とする。)	30分につき 2,130円 (30分未満は30分とする。)
	野球場スコアボード	1時間 400円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 400円 (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式 500円	
川西運動場	運動場照明	1時間 50円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 50円 (1時間未満は1時間とする。)
朝日ヶ丘公園	コインロッカー	1回 100円	
海浜公園	コインロッカー	1回 100円	
芦屋市総合公園	第1スポーツコート照明	1時間 450円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 450円 (1時間未満は1時間とする。)
	第2スポーツコート照明	1時間 910円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 910円 (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式 500円	
	展示用ボード	1式 1日 1,010円 (1日未満は1日とする。)	
芦屋公園	庭球場照明	1時間 500円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 500円 (1時間未満は1時間とする。)

5 都市公園を占有する場合

占有物件	使用料
集会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月 1平方メートルにつき 536円
工事用仮囲, 足場, 詰所, 落下防止柵その他の工事用施設	1月 1平方メートルにつき 536円
土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料	1月 1平方メートルにつき 536円
電柱, 支柱, 支線柱及び支線	1年 1本につき 4,644円
電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 3,096円
電話柱, 電話支柱, 電話支線柱及び電話支線	1年 1本につき 2,412円
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 1,608円
標柱及び標識類	1月 1本につき 287円
公衆電話所	1年 1平方メートルにつき 3,444円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年 1平方メートルにつき 3,444円
ガス管その他これに類するもの	1年 1メートルにつき 外径が0.07メートル未満のもの 120円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 156円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 240円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 312円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 468円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 624円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 1,092円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 1,548円 外径が1メートル以上のもので 3,096円
マンホールその他これに類するもの	1年 1平方メートルにつき 3,444円

6 都市公園において行為をする場合

行為	使用料
行商その他これに類する行為	1日 1平方メートルにつき 680円
業として行う写真の撮影	1日 1人につき 1,940円
業として行う映画の撮影	1日 1回につき 7,760円
興行その他これに類する行為	1日 1平方メートルにつき 50円